

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、児童一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

Ⅰ いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

本校においては、上の3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（1）自校の課題

- 自分に自信がもてず、自尊感情が低い児童が多い。
- 自分の思いを分かりやすく伝えたり、相手の思いをくみ取ったりすることを苦手としている。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

- ① いじめに対する正しい認識について共通理解を図り、全教職員で組織的にいじめの早期発見・早期対応に努める。
 - ・年度当初・学期ごとにいじめの定義・判断基準の校内研修を実施
 - ・自校の課題（自尊感情・表現力）を踏まえた事例研究の実施
 - ・いじめ対策委員会の定期開催（月1回等）
 - ・「気になる段階」での早期報告ルールの徹底
 - ・いじめ対応マニュアルの共通理解と随時見直し
 - ・情報共有のための記録様式・校内共有システムの整備
 - ・担任任せにしない役割分担（聞き取り・保護者対応等）の明確化

- ② 教育相談活動の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。
 - ・定期的に教育相談週間を設定し全児童と面談
 - ・無記名アンケートの実施による早期発見
 - ・日常的な声かけによる安心して相談できる関係づくり
 - ・道徳・学級活動での自己肯定感を高める指導
 - ・話し方・聞き方の指導によるコミュニケーション力の育成
 - ・スクールカウンセラーとの連携による個別支援
 - ・相談窓口（担任以外も含む）の明確化と周知

- ③ 家庭、地域、関係機関との連携に努める。
 - ・学校だより等でいじめ防止方針の周知
 - ・自校の課題を踏まえた家庭での関わり方（ほめ方・対話）の啓発
 - ・いじめ発生時の迅速な連絡・丁寧な説明と面談
 - ・地域見守り活動（登下校・地域行事）との連携
 - ・民生委員・子ども総合センター・教育委員会との情報共有体制の構築
 - ・必要に応じた警察等関係機関との連携
 - ・ネット利用に関する家庭内ルールづくりの助言

- ④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。
 - ・9月の全市一斉「いじめ防止強化月間」において、中学校区での話し合いを踏まえた児童の自主的・自発的な取組を中心に、全校でいじめ防止活動を推進する。
 - ・いじめ防止に関する目標設定や宣言、啓発活動（ポスター・呼びかけ等）を実施する。
 - ・全市一斉「いじめに関するアンケート」を実施し、児童の実態把握と早期発見に活用する。
 - ・アンケート実施後、全児童を対象とした個別面談を実施し、いじめの有無や不安の把握に努める。
 - ・面談を通して、児童が安心して相談できる関係づくりと体制整備を図る。
 - ・保護者向けアンケートを実施し、家庭での様子やいじめに関する情報を収集する。
 - ・保護者アンケートの結果を踏まえ、学校と家庭の連携を強化し、必要に応じた対応につなげる。

- ⑤ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、平時からの備えを徹底する。
 - ・いじめ重大事態の定義・判断基準の校内共有
 - ・チェックリストを活用した年1回以上の校内点検

- ・発生時の報告フロー（学校→教育委員会）の明確化
- ・聞き取り・記録の方法（時系列・客観性）の研修実施
- ・保護者対応・外部対応の基本方針の確認
- ・迅速に対応できるよう事前の役割分担の明確化
- ・記録様式や資料の事前整備

（3）教職員としての役割

- ① 「心の健康観察」の実施や日常的な関わりを通して児童理解に努める。
 - ・毎日の健康観察で表情・態度・発言の変化を意識的に把握
 - ・朝の会・帰りの会での短時間の声かけの実施
 - ・気になる児童については個別に声をかけ、早期に状況確認
 - ・連絡帳等を活用した日常的なやり取りの充実
 - ・小さな変化も見逃さず、学年・校内で情報共有
 - ・定期的なアンケート結果を観察と結び付けて分析
- ② 教育活動全体を通じて行ういじめの未然防止教育を通して、いじめを許さない風土の醸成を図り、
 - ・日常的に認める・ほめる指導を行い自尊感情を育成
 - ・学級活動や道徳でいじめを許さない価値観を指導
 - ・話し方・聞き方などコミュニケーションスキルの具体指導
 - ・ペア・グループ活動を通して関わり合う機会を意図的に設定
 - ・「違いを認め合う」学級ルール of 明確化と共有
 - ・児童が安心して発言できる温かい学級風土の形成
- ③ 不安や悩みを受容する姿勢を示す等、児童の内面を支援する。
 - ・児童の話をも否定せず最後まで傾聴する姿勢の徹底
 - ・「つらかったね」などの言葉で共感的理解を示す
 - ・安心して相談できるよう、日常的な信頼関係を構築
 - ・必要に応じて個別面談の時間を確保
 - ・スクールカウンセラー等と連携した専門的支援の活用
 - ・一人で抱え込ませないよう継続的な見守り
- ④ いじめに対して迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた児童を最後まで守る。
 - ・いじめの兆候を把握した場合は即時対応・報告
 - ・被害児童の安全確保を最優先（座席・居場所等の配慮）
 - ・事実確認は複数教職員で丁寧に実施
 - ・被害児童の気持ちに寄り添い、継続的にフォロー
 - ・いじめ行為が止んだ後も一定期間の見守りを継続
 - ・状況に応じて保護者と連携し対応
- ⑤ 教職員間で組織的な連携を図り、組織としていじめ問題に対応する。
 - ・いじめに関する情報は速やかに管理職へ報告
 - ・学年会・職員会議での情報共有の徹底
 - ・いじめ対策委員会での組織的な対応方針の決定
 - ・教職員間での役割分担の明確化
 - ・記録（聞き取り・対応経過）を正確に作成・共有
 - ・担任一人で抱え込まないチーム対応の徹底

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。
家庭において善悪の判断やルール遵守などの規範意識を日常的に指導する。
子どもに相手の気持ちを考えさせ、思いやりや共感性を育てる。
・ 日常的な規範意識の育成 ・ 思いやり ・ 共感性の育成
- ② 学校は、気になる様子等について、保護者と情報共有を図り、早期対応に努める。
問題があれば学校へ相談・情報共有し、連携して対応する。
子どもの言動や交友関係の変化に注意し、いじめの兆候を早期に把握する。
・ 子どもの変化への気づきと早期対応
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組等を適切に伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。
学校の教育方針や指導に理解を示し、協力的に関わる。
SNS等の利用について適切に指導し、情報モラルを身に付けさせる。
・ 学校との積極的な連携 ・ 情報モラル ・ 現代的課題への指導

2 いじめの未然防止のための措置

- ① 校内研修や教育委員会研修等の機会を通じて、教職員間でいじめについての共通理解を図る。
・ 事例検討（ロールプレイ）を取り入れた校内研修の実施
・ いじめの定義・対応フローをまとめた校内マニュアルの作成・共有
・ 定期的なケース会議や情報交換の場の設定
・ 外部講師や教育委員会研修への参加と内容の校内還元
- ② 道徳教育や人権教育の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力を身に付けさせる。
・ いじめをテーマにした教材や読み物を用いた授業の実施
・ 役割演技や話し合い活動による共感的理解の促進
・ 人権週間や集会活動の活用
・ 日常生活の中での言動を取り上げた振り返り指導
- ③ 分かりやすい授業づくりや温かい集団づくりを通して、児童が安心して過ごせる環境を整える。
・ ユニバーサルデザインを意識した分かりやすい授業づくり
・ 学級ルールの明確化と一貫した指導
・ 互いを認め合う学級活動（係活動・グループ活動）の充実
・ 定期的なアンケートや教育相談の実施

- ④ 教育活動全体を通じて児童自らが活躍できる場を設定する等、児童の自己有用感や自己肯定感の育成に努める。
- ・一人一人に役割や当番活動を与え、達成感を味わわせる
 - ・努力や過程を認める肯定的な声かけの充実
 - ・発表や作品展示など、活躍の場の設定
 - ・異学年交流やボランティア活動の実施
- ⑤ 「中学校区ミーティング」等の機会を捉え、児童がいじめについて主体的に考える機会を設定する。
- ・代表委員会を中心とした、いじめ防止に関する話し合い活動の実施
 - ・中学校区内の小・中学校との交流（オンライン・対面）による意見交換や共同取組の推進
 - ・いじめ防止をテーマとした標語づくりやポスター作成、啓発活動の実施
 - ・実施した取組について振り返りを行い、次の活動につなげる指導

3 いじめの早期発見のための措置

- ① 年3回以上「いじめに関するアンケート」（1回は全市一斉アンケート）を実施する。
- ・記名・無記名を適切に使い分け、児童が安心して回答できる工夫
 - ・結果の速やかな集約・分析と、必要に応じた個別聞き取りの実施
 - ・学級・学年での傾向把握と情報共有の徹底
 - ・経年比較による変化の把握と指導改善への活用
- ② 定期的に教育相談を実施する等、教育相談体制の構築を図る。
- ・状況に合わせた定期的な個別面談の実施
 - ・気になる児童への継続的な声かけと追跡的な面談
 - ・担任だけでなく、学年・専科・養護教諭等を含めた組織的対応
 - ・相談内容の記録と校内での適切な共有
- ③ 「心の健康観察」を実施し、児童生徒の心の不調の把握に努める。
- ・日常的な健康観察や「心の健康観察」等の活用
 - ・表情や行動の変化、欠席・遅刻の増加などのサインの早期把握
 - ・養護教諭やスクールカウンセラーとの連携による専門的視点の活用
 - ・気になる変化が見られた場合の速やかな対応と情報共有
- ④ 「北九州市SNS悩み相談」や「24時間子ども相談ホットライン」等の相談窓口を周知する等、相談体制の構築を図る。
- ・相談窓口の周知（掲示物・配布物・学級指導等）
 - ・利用方法や相談内容の具体例の説明による利用促進
 - ・保護者への周知と家庭との連携強化
 - ・校内相談との併用を促し、多様な相談手段の確保

4 いじめに対する措置

- ① いじめを発見もしくはいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、組織で対応する。
 - ・速やかに管理職へ報告し、校内いじめ対策委員会等で情報共有
 - ・事実関係の確認（被害児童・加害児童・周囲の児童からの聞き取り）
 - ・時系列での記録作成と対応経過の整理
 - ・役割分担（担任・生徒指導担当・養護教諭等）を明確にした組織的対応

- ② いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保し、いじめを受けた児童又はその保護者への支援を行う。
 - ・被害児童の心情に配慮した丁寧な聞き取りと共感的対応
 - ・別室対応や見守り強化など、安全確保のための環境調整
 - ・保護者への迅速な連絡と状況説明、今後の対応方針の共有
 - ・スクールカウンセラー等と連携した心のケアの実施

- ③ いじめを行った児童の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、児童への指導及び保護者への助言を行う。
 - ・行為の事実を丁寧に伝えた上での指導（行為の問題性の理解）
 - ・背景や要因の把握と、再発防止に向けた具体的指導
 - ・保護者への説明と家庭での指導の依頼
 - ・必要に応じた関係機関（SC・SSW等）との連携

- ④ 認知したいじめについては、適切な対応を行った後、いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること及び被害児童が心身の苦痛を感じていないことを含め、継続的に確認する。
 - ・一定期間（例：3か月）を目安とした継続的な見守り
 - ・定期的な面談や声かけによる状況確認
 - ・学級全体の人間関係の変化の把握
 - ・再発の兆候が見られた場合の迅速な再対応

- ⑤ 情報モラル教育を推進するとともに、インターネットを介したいじめの早期発見及び適切な対応を図る。
 - ・SNSやオンライン上のトラブルに関する授業の実施
 - ・具体的事例を用いた情報モラル指導（書き込み・拡散の影響等）
 - ・ネット上のトラブルに関する相談の受け皿の明確化
 - ・保護者への啓発（家庭でのルールづくり・フィルタリング等）
 - ・問題投稿の保存（スクリーンショット等）と、必要に応じた関係機関への相談

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童がいじめを受けていると思われるとき

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童・いじめを行った児童生徒双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

児童に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月	始業式 学校いじめ防止基本方針について説明 入学式 学校いじめ防止基本方針について説明 道徳（いじめ問題に関する取組）	4月	職員会議①（児童理解）
5月	定期的なアンケート① （生活アンケート等）	7月	校内研修会①（アンケート結果を基にした取組の確認） 職員会議②
7月	教育相談① 保護者懇談会① （前期の取組の点検・評価、9月いじめ防止強化月間取組の確認等）	8月	校内研修会② （いじめのチェックポイントを活用して等） 校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修 校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修
9月	いじめ防止強化月間 定期的なアンケート② （生活アンケート等）及びいじめに関するアンケート（全市一斉アンケート）・面談 学級活動（いじめ問題に関する取組） 教育相談②（いじめに関するアンケートを基に）		職員会議・いじめ問題に関する研修 （前期前半の取組の点検・評価、9月いじめ防止強化月間取組の確認等）
【後期】			
10月	いじめに関するアンケート 教育相談②	11月	校内研修会③（アンケート結果を基にした取組の確認）
12月	保護者懇談会②	12月	職員会議③（前後期の取組の点検・評価等）
1月	定期的なアンケート③ （生活アンケート等） 教育相談③（いじめに関するアンケートを基に）	2月	校内研修会④（アンケート結果を基にした取組の確認）
		3月	職員会議③（1年間の取組の点検・評価、児童理解等）

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- 生徒指導主事
- 養護教諭
- 各学年主任
- スクールカウンセラー

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的に開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。

また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※ 定例会は少なくとも月に1回以上行う

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 児童の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害児童の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 児童や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、家庭環境に配慮を要する児童の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

7 重大事態とは

(重大事態の定義)

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。